

苫小牧市都市再生アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市都市再生アドバイザーの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「都市再生」とは、苫小牧都市再生コンセプトプラン（以下「都市再生CP」という。）の実現に資するまちづくり施策全般をいう。

2 この要綱において「苫小牧市都市再生アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）とは、都市再生に関する専門的知識、経験等を有する者のうち、都市再生CPの実現に関して、専門的立場から支援、助言を行う者をいう。

(職務)

第3条 アドバイザーは、専門的知識、経験等に基づき、次の支援、助言を行う。

- (1) 都市再生に係るデザイン及び発信に関する支援、助言
- (2) 都市再生CPの実現に向けた官民連携組織の運営に関する支援、助言
- (3) 都市再生CP関連施策の推進に関する支援、助言
- (4) その他、市長が必要と認めるものに関する支援、助言

(遵守事項)

第4条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 アドバイザーは、専門的立場から公平性をもって職務を実施するものとし、自己の利益を図ることを目的とした支援、助言は行ってはならない。

(委嘱)

第5条 市長は、都市再生に関し、専門的知識・豊富な経験を有する者の中からアドバイザーを委嘱する。

2 アドバイザーは苫小牧市職員の身分を有しない。

(謝礼及び交通費)

第6条 アドバイザーに対する謝礼は、一月当たり30,000円を上限とし、毎年度予算の範囲内で支払うものとする。

2 アドバイザーとしての職務を実施する上で必要となる交通費及び出張旅費については、苫小牧市職員の旅費に関する条例その他の本市の旅費に関する規程の例により、毎年度予算の範囲内で旅費として支払うものとする。

(任期)

第7条 アドバイザーの任期は1年とする。ただし、年度の途中で委嘱された場合は、委嘱の日からその年度末までとする。

2 前項の規定は、更新を妨げない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定に関わらず、

アドバイザーの職を解くことができる。

- (1) アドバイザーが、特別な理由によりその職を辞する意思を表示し、これを相当であると認めたとき
- (2) 疾病等により、アドバイザーがその職務を全うすることが困難であると判断したとき
- (3) 苫小牧市の信用を傷つけ、又は苫小牧市の不名誉となるような行為をアドバイザーが取ったと判断したとき
- (4) 役割を著しく逸脱した行為をアドバイザーが取ったと判断したとき
- (5) 第4条に規定する遵守事項にアドバイザーが違反したと認めたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、アドバイザーの職に留まらせておくことが、社会通念に照らして著しく不合理であると判断したとき

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する